

事例番号:300037

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

2 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 3 日

時刻不明 妊婦健診のため受診、血圧 142/90mmHg、尿蛋白(+)

12:36 超音波断層法で胎盤にエコーフリースペースあり

13:00- 胎児心拍数陣痛図で繰り返す高度遅発一過性徐脈を認める

13:45 胎盤所見に心配な点あり、羊水少なめのため入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 3 日

14:30 陣痛発来

14:38- 胎児心拍数陣痛図で徐脈を認める

14:55 胎児機能不全のため子宮底圧迫法を併用した吸引分娩を 1 回実施し、児娩出

胎児付属物所見 凝血塊(480g)あり、胎盤病理組織学検査で 4cm 大の胎盤後血腫を認め、脱落膜での出血を確認

分娩当日 血液検査で凝固・線溶系の異常所見を認める

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 3 日

(2) 出生時体重:2771g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.636、PCO₂ 126.2mmHg、PO₂ 10.0mmHg、
HCO₃⁻不明、BE 不明

(4) Apgarスコア:生後1分1点、生後5分2点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後15日 頭部MRIで大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素・虚血を呈した画像所見に矛盾しない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名

看護スタッフ:助産師2名、看護師1名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症であると考えられる。

(2) 妊娠高血圧症候群(妊娠高血圧腎症)が常位胎盤早期剥離の関連因子である可能性がある。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期を特定することは困難であるが、妊娠39週3日外来に妊婦健診のために受診した際には既に発症していたと考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠39週3日の妊婦健診時に、胎盤にエコーフリースペースがあり常位胎盤早期剥離を疑い分娩監視装置を装着したこと(「本事例の経過を振り返った資料」による)は一般的である。

- (2) 分娩監視装置装着後の胎児心拍数陣痛図で、高度遅発一過性徐脈が認められる状況で、入院管理としたことは一般的である。
- (3) 外来の胎児心拍数陣痛図で遅発一過性徐脈を疑っている状況で、入院後 14 時 38 分まで分娩監視装置を装着せず経過観察としたこと一般的ではない。
- (4) 「高度遷延徐脈」と判断し、急速遂娩を決定したこと（「本事例の経過を振り返った資料」による）、および胎児機能不全のため Sp+1cm から+2cm の児頭の位置で子宮底圧迫法を併用した吸引分娩を 1 回実施したことは、いずれも一般的である。
- (5) 胎児心拍数陣痛図の記録速度が 1cm/分であることは、基準から逸脱している。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生（バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管）ならびに高次医療機関 NICU へ新生児搬送を依頼し、入院管理としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数の異常波形に対する対応について、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に準じて対応することが求められる。

【解説】本事例では、「本事例の経過を振り返った資料」によると「レベル 3-4」を疑い厳重観察の方針で入院としたとされているが、入院後直ぐに分娩監視装置が装着されていない。胎児心拍数の異常波形に対応できるよう院内勉強会を開催することや研修会へ参加することが必要である。

- (2) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、胎児心拍数波形の適確な判読のために、胎児心拍数陣痛図の記録速度を 3cm/分とすることが推奨されており、今後、施設内で検討し、3cm/分に設定することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。